

写

21消安第1033号
平成21年5月1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査実施について

豚インフルエンザウイルスについては、豚が人及び鳥由来のA型インフルエンザに感染することから、新型インフルエンザウイルスへの変異が懸念されていることを踏まえ、一部の都道府県家畜衛生部局において農場段階の豚を対象としてサーベイランスを実施してきたところです。

このような中、今般、メキシコ等において豚インフルエンザウイルスとの関連が疑われる新型インフルエンザ感染症が発生したことから、今後、全国的に農場で飼養されている豚における豚インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施することとしたいので、別添に基づき調査を実施するようお願いいたします。

別添

豚インフルエンザウイルスの分離検査の実施について

1 目的

我が国の農場で飼養されている豚における家畜の伝染性疾病の正確な診断と豚インフルエンザウイルスの保有状況を確認する。

2 調査方法

調査は、呼吸器症状等の臨床症状を示し、病性鑑定（類症鑑別）を行う豚を対象にウイルス分離を実施する。

ア 調査対象 家畜防疫員が病性鑑定を必要と認める呼吸器症状等の臨床症状を呈した豚

イ 調査時期 通年

ウ 調査週齢 すべての週齢

エ 調査材料 鼻腔スワブ、肺乳剤等

オ 調査方法

< 臨床検査 >

調査実施豚について、呼吸器症状の有無等の臨床症状を確認し、記録する。また、同居豚の臨床症状等の状況把握に努め、調査実施豚が所在した豚舎及び豚房を把握する。

< ウイルス分離 >

ウイルス分離は病性鑑定指針に基づき実施するものとし、原則としてM D C K細胞を用い、採材後速やかに実施する。

赤血球凝集性(H A)を有するウイルスが分離された場合には、P C R (N P 及びH 1、H 3) の検査を実施した後、分離ウイルスを(独)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(以下「動衛研」という。)に送付する。分離ウイルスの取扱いには十分に注意する。

動衛研では、都道府県家畜保健衛生所に技術的助言を行うとともに、可能な限り速やかに分離ウイルスH A 亜型の確定判定を行い、結果を分離ウイルスを送付した都道府県及び農林水産省消費・安全局動物衛生課に通知する。

3 報告

各都道府県は、別紙様式により、当該月の調査状況について翌月の10日までに農林水産省消費・安全局動物衛生課までに報告す

るものとする。また、A型インフルエンザと判定された場合及び動衛研での検査結果が確定した場合には、速やかに該当都道府県から動物衛生課あて報告するものとする。

なお、動物衛生課で全国の調査状況を取りまとめ、原則として毎月農林水産省ホームページに掲示するものとする。

4 A型インフルエンザウイルスが分離された場合の措置

豚インフルエンザウイルスが分離された場合は、このことを農林水産省は厚生労働省に連絡し、都道府県の家畜衛生部局はその公衆衛生部局に連絡するとともに、飼養農場に対し同居豚の異常等があれば連絡を行うよう指導する。

5 その他

病性鑑定に要する費用（薬品費及び家畜防疫員の旅費）については、家畜伝染病予防費負担金により負担する。

国内農場における豚インフルエンザサーベイランスの強化

都道府県を通じて農場段階において実施している豚インフルエンザのサーベイランスにつき、5月1日以降、強化し、47の全都道府県で実施。

